

平成 30 年 11 月 芸西村農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成 30 年 11 月 30 日(金曜日)午後 1 時 30 分～

2. 場 所 村民会館 2 階 研修室 1

3. 出席委員 15 名

1 番	吉永 義量	2 番	貞廣 誠也	3 番	石崎 久雄
4 番	川田 忠宏	4 番	関川 裕二		
7 番	清藤 紀嘉	8 番	高松 敏子	9 番	佐藤 幸男
10 番	松本 博典	11 番	松本 勇		
13 番	岡村 博	14 番	小松 典正	15 番	西笛 勤
16 番	池田 佳代	17 番	吉永 まり子	18 番	山崎 一義

4. 欠席委員 2 名

5. 事務局

事務局長	岡村 昭
書記	大西 章夫

6. 議 案

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3	議案第 1 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による 農用地利用集積計画の決定について (受付番号 57～61)	
	議案第 2 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請	5 件
	議案第 3 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請	1 件
	議案第 4 号	あっせん申し出について	1 件
	議案第 5 号	その他	

(開会時刻午後 1 時 30 分)

議長 　　ただいまから 11 月定例会を開催します。本日の出席委員は 16 名であります。欠席者は 2 名です。出席委員 16 名であり、芸西村農業員会総会会議規則第 6 条の規定により総会の成立要件を満たしております。

　　本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は松本勇委員と岡村博委員にお願いします。

議長 　　議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（受付番号 57～61）議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 　　第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。今回は 5 件の利用権設定の案件が出ています。

　　受付番号 57 番ですが、大字西分字福原甲 6087 番地で地目は田、面積は 1,988 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H31 年 1 月 2 日から H46 年 1 月 1 日までの 15 年です。作付けは花です。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面①のとおりです。

　　受付番号 58 番ですが、大字和食字ニヂウ甲 2434 番地で地目は畑、面積は 204 m²、甲 2435 番 1 で地目は畑、面積は 274 m²、甲 2435 番 2 で地目は畑、面積は 49 m²、甲 2436 番 1 で地目は田、面積は 585 m²、甲 2436 番 2 で地目は田、面積は 36 m² です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H30 年 11 月 1 日から H40 年 10 月 31 日までの 10 年です。作付けは甲 2434 番、甲 2435 番 1、甲 2435 番 2 が野菜で甲 2436 番 1、甲 2436 番 2 が稲です。賃借料は無償です。場所については別紙図面②のとおりです。

　　受付番号 59 番ですが、大字西分字加重甲 5637 番地で地目は田、面積は 4,843 m² です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H31 年 1 月 1 日から H45 年 12 月 31 日までの 15 年です。作付けは 4,843 m²の内 2,000 m²はナス、2,843 m²は稲です。賃借料は 4,843 m²の内 2,000 m²が 1 反当り 6 俵で 2,843 m²が 1 反当り 1 俵です。場所については別紙図面③のとおりです。

　　受付番号 60 番ですが、大字西分字谷尻甲 5546 番地で地目は田、面積は 2,769 m² です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H31 年 1 月 1 日から H40 年 12 月 31 日までの 10 年です。作付けはナスです。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面④のとおりです。

　　受付番号 61 番ですが、大字西分字上中内甲 5611 番地で地目は田、面積は 1,657 m² です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H31 年 1

月 1 日から H40 年 12 月 31 日までの 10 年です。作付けは 1,657 m²の内 1,157 m²はナス、500 m²は稲です。賃借料は 1,657 m²の内 1,157 m²が 1 反当り 6 俵で 500 m²が 1 反当り 1 俵です。場所については別紙図面⑤のとおりです。

説明しました 5 件につきまして、経営農地の効率的利用、農作業常時従事など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。申し出のあった利用権設定 5 件について、いずれも適正である旨村長へ答申してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議 長 いずれも適正である旨村長へ答申することにします。

議 長 続きまして第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第 2 号議案 農地法第 3 条の規程による許可申請について説明いたします。
受付番号 6 土地の所在は大字和食字東音太郎 甲 4196 番 3、地目は田で、転用面積は 384 m²、甲 4197 番 1、地目は田で、転用面積は 363 m²、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。申請地は別紙のとおりです。
昨日に会長、西笛勤委員、山崎一義委員、事務局にて現地確認を行いました。
受付番号 6 は売買による所有権移転です。
受付番号 7 土地の所在は大字和食字叶木日裏濱林甲 152 番 11、地目は台帳田で現況 畑、転用面積は 464 m²、甲 4650 番 38、地目は台帳 田で現況 畑、転用面積は 1,198 m²、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。申請地は別紙のとおりです。
昨日に会長、岡村博西笛勤委員、山崎一義委員、事務局にて現地確認を行いました。
受付番号 7 は贈与による所有権移転です。
受付番号 8 土地の所在は大字西分字四反田 甲 5595 番 1、地目は田で、転用

面積は 763 m²、甲 5595 番 2、地目は田で、転用面積は 747 m²、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。申請地は別紙のとおりです。

昨日に会長、岡村博委員、岡村俊彰委員、事務局にて現地確認を行いました。受付番号 8 は交換による所有権移転です。

受付番号 9 土地の所在は大字和食字船戸 甲 5080 番地、地目は田で、転用面積は 2,939 m²、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。申請地は別紙のとおりです。

昨日に会長、岡村博委員、岡村俊彰委員、事務局にて現地確認を行いました。受付番号 9 は交換による所有権移転です。

受付番号 10 土地の所在は大字和食字大本 甲 5531 番、地目は田で、転用面積は 519 m²、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。申請地は別紙のとおりです。

昨日に会長、松本博典委員、貞廣誠也委員、事務局にて現地確認を行いました。

受付番号 10 は贈与による所有権移転です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問、意見等はないでしょうか。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第 2 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは第 2 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については許可いたします。

議 長 続きまして第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第 3 号議案 農地法第 5 条の規程による許可申請について説明いたします。受付番号 7 土地の所在は大字和食字東音太郎 甲 4196 番 1、地目は田で、転用面積は 495 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。転用目的は、住宅を設置するとのことです。

昨日に会長、西笛勤委員、山崎一義委員、事務局にて現地確認を行いました。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問、意見等はないでしょうか。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請については許可いたします。

議 長 続きまして第 4 号議案 あっせん申し出について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第 4 号議案 あっせん申し出について説明します。
受付番号 5 11 月 7 日に地権者 ○○さんより、大字和食字城殿甲 5294 番地、地目 田、面積 1,381 m²の土地を売りたいと申し出がありました。売りたい理由としては、県外に住んでおり農地の管理が大変になってくるためとのことです。単価については相場でお願いしたいとのことです。

この 1 件の農地のあっせんをお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。第 4 号議案について皆さんの意見を求めます。

議 長 受付番号 5 の事案については、推進委員である松本委員の隣の農地であるので、あっせん委員としては当事者以外で決めたいと思います。

議 長 この件については、高松委員と松本勇委員をお願いします。

議 長 続きまして第 5 号議案 その他について 委員、事務局より何かありませんか。なければ、これで 11 月の定例会を閉会いたします。

(閉会時刻午後 2 時 20 分)

議事録署名委員

松本 勇

議事録署名委員

岡村 博
